

報酬改定に係るQ & A（障害者自立支援法サービス）

ここに記載したものはH24.5.8時点において、厚生労働省から発出された通知及び個別に厚生労働省への照会し回答を得たものについてまとめたものです。今後、変更の可能性がありますので取り扱いにはご注意ください。

No.	項目	質問内容	回答内容
1	移行準備支援体制加算	加算(I)と加算(II)は同時に算定できるか。	できません。
2	移行準備支援体制加算	「職員にのみ」により活動を行った場合とは、具体的にどのようなケースか。	職場実習等の期間における状況確認、当該利用者に必要な実習先の新規開拓等が想定されます。
3	移行準備支援体制加算	今まで、面接行動は通常利用であったが、移行準備支援体制加算は「施設外支援（本体報酬）＋準備加算Ⅰ」になるのか。	職場実習に係る事前面接等であれば当該加算を算定可能です。
4	移行準備支援体制加算	実習ではなく、企業への採用面接同行は対象になるのか。	求職活動等に係る支援と認められれば、算定可能です。
5	移行準備支援体制加算	サービス管理責任者が実施した場合、対象となるか。	職種の限定は示されていません。
6	移行準備支援体制加算	当日ではなく、前日や翌日企業を訪問、打ち合わせをした場合は対象か。	職員が同行及び職員のみにより活動を行った場合においても算定可能であることから、必要であると認められる場合においては、算定が可能です。
7	移行準備支援体制加算	移行準備支援体制加算Ⅰの(2)求職活動等にあつては、ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合について ①ケース記録への記載で可なのか。 ②(1)のように施設外支援計画書や日報の記載が必要等、どのような形で記録を残すことを求められるのか。	移行準備支援体制加算Ⅰ（施設外支援）の要件は以下のとおり ア 施設外支援の内容が運営規程に位置づけられていること イ 施設外支援の内容が事前に個別支援計画に位置付けられ、一週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること ウ 利用者または実習受け入れ事業者等から施設外支援の提供期間中の利用者の状況について聴き取ることにより、日報が作成されていること エ 施設外支援の提供期間中に緊急対応が出来ること 記録に係る規定様式は示されていないが、内容に関しては具体的内容で記載されていることが望ましい。
8	移行準備支援体制加算	「施設外支援」はこれまでと同じ扱いになるのか。	「施設外支援」の考え方に変更はありません。
9	移行準備支援体制加算	求職活動の行き先が指定されているが、合同面接会や企業面接ほか、指定先以外での職員同行時の活動も対象となるのか。	例示にない支援については、関係機関と調整の上、改めてお示しします。
10	移行準備支援体制加算	就労継続B型の対象者について 現在利用している(四)の該当者は平成25年3月31日以降も継続して利用することができるのか (一) 就労経験がある者であつて、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 (二) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む。）した結果、本事業の利用が適当と判断された者 (三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であつて、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 (四) 平成25年3月31日までの間に限り、(一)から(三)までのいずれにも該当しない者であつて、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者	特別支援学校の卒業生等が、就労移行支援事業を利用せず就労継続支援B型を利用を可能とする経過措置の取り扱いについては、平成25年度末まで延長されたところです。平成25年度以降の方向性については、来年度実施する障害者就業・生活支援センター事業におけるモデル事業の実施状況や「地域の就労支援の在り方に関する研究会」における議論等を踏まえ、国で検討される予定となっています。
11	移行準備支援体制加算（就労移行）	①（Ⅰ）は基本報酬の他に41単位が加算請求できると解すればよいか ②（Ⅱ）は従前の施設外就労加算と算定要件は変わらず単位が上がったと解すればよいか。	①②とも、お見込みのとおりです。単位数に変更はありません。
12	移行準備支援体制加算Ⅰ	職員が同行したときのみ加算対象となるのか。利用者一人でハローワークや企業に行く場合もあるが、その場合はどのように扱ったらよいか。	利用者本人のみでは、当該加算の算定はできません。施設外支援（本体報酬）のみ算定できます。
13	延長支援加算	1時間未満と1時間以上で申請した場合、1時間未満の方が1時間以上利用した場合（逆もあり）加算できるか。	原則は、計画している時間で届出を行い、実際に要した時間で請求します。
14	サービス費（就労継続A）	雇用契約時間が20時間/週なのか。雇用契約の時間は関係なく事業所の利用時間のみで20時間/週なのか。	利用時間で算定します。

No.	項目	質問内容	回答内容
15	請求業務および利用者負担額の上限管理に関して（児）	①放課後デイサービスなどの障害者自立支援法から児童福祉法に制度変更された事業の請求に関しては、今後どのような形で請求を行っていくのか。国保連合会のシステムを利用した方法になるのか、または紙ベースになるのか。	従来の児童デイサービスが放課後等デイサービスに移行しますが、請求については、国保連合会のシステムにおいて行います。
16	送迎加算	区分5・6の利用者の数が合計数の100分の60以上であるものとして届け出た場合に14単位を加算とあるが、いつの実績を指しているのか。	任意の月で算定することで差し支えありません。
17	送迎加算	就労継続A・B型、就労移行支援の3事業を行っている場合、介護給付費等算定でB型では該当、A型移行型では非該当（送迎の人数の関係で）になった。3事業の合計人数では該当になり、別々の事業ではB型のみ該当。この場合はB型のみ送迎加算の請求が可能なのか。	事業ごとに個別に送迎を行っている等の状況がないのであれば、3事業の合計人数で算定します。
18	送迎加算	距離は関係ないと考えてよいか	距離は関係ありませんが、歩行による送迎支援は対象になりません。
19	送迎加算	A型においても「1回の送迎につき平均10人以上」の条件が適用されるのか	告示どおりの取り扱いとなります。（原則、1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上））
20	送迎加算	今まで「横浜市障害者通所サービス利用促進事業補助金」をもらっていた場合には、この加算に該当すると考えてよろしいか	特別対策事業の通所サービス利用促進事業の対象となっている場合であれば、当該加算の対象となります。その他の市町村事業については、個別にご相談ください。
21	送迎加算	27単位/回とあるが、この場合の1回は片道を指すのか、往復を指すとすると片道しか送迎を利用しない方はどうなるのか	1回は片道です。往復利用した場合は2回と算定されます。
22	送迎加算（生活介護）	生活介護事業を単位分けしている場合の14単位加算の取扱いについて、単位ごとに算定すべきか、事業全体で算定すべきか。	多機能型と同じ考え方をします。多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、事業（所）ごとに送迎が行われている場合などを除き、原則として一の事業所として取り扱います。
23	送迎加算（生活介護）	「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業（中略）において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している場合についても対象となること。」とは、具体的にどのような場合か。	国基準では、「1回の送迎につき、平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施していること」が要件のひとつとなっていたが、神奈川県では、このほかに「週3回以上、かつ、1週間の延べ利用人数が30人以上の送迎を実施していること」も要件として認めています。
24	送迎加算（別紙27-1、27-3）	4事業（生活介護：定員10人、生活訓練：定員6人、就労移行：定員20人、就労継続：定員20人）のうち2事業（生活介護、生活訓練）のみ送迎を行っている場合、定員は何名となるのか。	多機能型は一の事業所として算定することから、事業ごとに送迎を行っている場合を除き、合算定員を分母とします。
25	送迎加算（生活介護）	P11迎加算：特別対策の補助事業が給付化されたので、（一）～（二）の要件は補助事業の取り扱いと相違ないと思う（三）については、居宅等から日中活動系事業所への送迎全経路を提供した場合のみ加算算定となるのか（四）については、加算給付の一部又は全部を利用者に給付し交通費に充填することを不可としていると解釈すればよいか（五）については重度の区分等の利用者が6割以上と届けた場合は、送迎加算を請求する全利用者が41単位（27単位+14単位）になるのか。	送迎加算は、原則として居宅から事業所間の送迎を行うことにより算定するものですが、例えば自宅前の道路が極めて狭い等、自宅まで車両が進入することが出来ない場合においては、この限りではありません。また、特別加算については、その送迎を利用する全ての利用者に対して算定します。
26	送迎加算について（生活介護）	送迎加算は、請求の際利用した回数・日数を加算していくのか。	お見込みのとおりです。
27	単価	土曜日に利用者を含めたミーティングを2時間程実施した場合、単価をサービス費として請求してしまっはいけないか？	当該ミーティングが事業計画及び個別支援計画等に予め位置付けられているものであれば、算定して差し支えありません。ただし、利用者は通所サービスを1日1回のみ利用可能であることから、提供時間には配慮していただきたい。
28	短時間減算	月2～3の土曜日は4時間以上の人員を確保できるが、月1～2は4時間以上の人員を確保できない場合は運営規定で4時間以上として4時間以上の人員を確保できない日のみ減算とすることは可能なのか。	厚生労働省に照会中です。改めてお示しします。

No.	項目	質問内容	回答内容
29	短時間減算	平成24年度10月施行の短時間利用者が80%以上の場合は、所定単位数の75%の算定について詳細な情報を聞きたい。	○日中活動サービスの利用単位が1日であることから、一定程度の利用時間を確保することが求められることから、創設されたもの。 ○個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、減算の対象とはならない。
30	地域区分	年度ごとに次年度級地区区分は発表されるのか。	平成27年4月まで、厚生労働省告示539号の改正により、級地区分及び単位数が変更となる。
31	報酬の考え方（居宅介護）	身体中心型の単位を算定する場合、介護福祉の資格がない場合は「身体介護中心型」のサービスはできないと理解してよいのか。ヘルパー2級ではダメなのか。	ヘルパー2級資格所有者は従業者要件を満たしており、通常の単位数で算定できません。
32	夜間支援体制加算（Ⅱ）ケアホーム	①夜間・深夜の時間帯に利用者の急病等が発生した場合、勤務時間外の職員が連絡を受け、近隣の自宅より駆けつけて対応する体制の場合は算定できるのか。 ②また、算定できる場合、一人の職員が対応できる住居は5ヶ所まで、支援できる利用者は20人までなのか。それとも一人の職員に対し、事業所内の全住居の利用者を加算対象とできるのか。	①常時の連絡体制が確保されている場合であれば、算定可能です。 ②夜間支援体制加算Ⅰの規定のような支援対象人数の規定はありません。
33	夜間支援体制加算（Ⅱ）ケアホーム	夜間支援体制加算（Ⅰ）で配置されている職員が夜間支援を行う共同生活住居以外の住居の緊急時の対応のために待機していると考え、（Ⅰ）を算定できる利用者以外は（Ⅱ）を算定できるのか。	できません。指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制は当該加算の算定対象外となります。
34	重度者支援体制加算	就労継続支援B型は対象外か。	対象となります。
35	上限管理事務について	通所、居宅などサービス種類毎に管理事業者が存在するとのことですが、変更されたのか。	従来どおりの運用となる。ただし、従来の児童デイサービスが児童福祉法の児童発達支援等になることにより、これまで上限額管理で行っていたものが高額障害福祉サービス費等に変更となる可能性があるので留意すること。
36	通勤者生活支援加算	通勤者生活支援加算について 利用者のうち100分の50以上の者とは、共同生活住居まで含め、ケアホーム・グループホーム毎に算定することでよろしいか	住居単位ではなく、事業所単位で算定します。また、共同生活介護と共同生活援助を一体的に運営している場合、それぞれのサービスごとに要件を満たしているかを確認し、サービスごとの算定となります。
37	通勤者生活支援加算	通勤者生活支援加算について 通常の事業所に雇用とは、時間に規定はあるか？（週3日の1日3時間のパートとして雇用とか、週3日就労で、他日は日中活動サービスを利用している場合等でも算定できるか）	パートタイマーなどの短時間労働者についても対象として含めてよいとしています。
38	通勤者生活支援加算	通勤者生活支援加算について 主として日中に（略）就労を定着させるために必要な日常生活上の支援をすることで算定できるとのことだが、① 実際に業務を行った日についてのみ、算定か。それとも、本体報酬にあわせた算定か ②外泊中（本体報酬算定なし）に、支援（例えば、職場に対人関係の調整を行う）を行った場合、算定できるか。	①本体報酬にあわせた算定となります。 ②外泊等、本体報酬がない場合には算定不可です。
39	送迎加算	送迎加算の一定の要件を満たす場合に加算される14単位は、区分5、区分6等に該当する利用者のみに加算されるのか。	送迎を利用する方のうち、区分5、区分6に該当する者等の割合が60%以上の場合に加算されます。この加算は、送迎加算を算定する方すべてに加算されます。
40	送迎加算（生活介護）	送迎加算を算定した場合、利用者からガソリン代の実費分を徴収することは可能か。	生活介護の送迎に要する費用については、報酬上、一定程度評価されていることから、燃料費相当の実費徴収に当たっては、配慮を行うこと、とされており（通所サービス利用促進事業に関する平成19年12月6日付け障第957号通知参照）。 実費徴収を行う場合には、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合にに限られます（「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」参照）。

No.	項目	質問内容	回答内容
41	夜間支援体制加算(Ⅱ) ケアホーム	勤務外の職員が対応する場合も、一晩に1回以上の巡回は必要なのか。	夜間支援体制加算(Ⅱ)の算定要件は、常時の連絡体制を確保すること、とされており、一晩に1回以上の巡回の必要はありません。
42	夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ) グループホーム	勤務時間以外の職員が連絡を受けて対応する体制になっている場合には算定できるのか。	利用者に緊急の事態が発生した場合に、利用者からの呼び出し等に速やかに対応できる常時の連絡体制が確保されている場合は算定が可能です。
43	夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ) グループホーム	夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)を算定するにあたり、一人の職員が支援できる利用者の数に上限はあるのか。 また、一人の職員に対し、全住居の利用者を加算の対象とできるのか。	現在のところ、夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)において、職員一人当たりの利用者数の上限は定めがありません。
44	施設外支援実施状況 (別紙32)	記載欄が10人分しかないが、10人以上実施した場合はどうすればよいか。	施設外支援の実施状況について、10人以上実施している場合は、超える分を別紙に記載していただくか、一つの枠に複数名の氏名を記載していただければ差し支えありません。
45	報酬の考え方 (相談支援)	介護保険と障害福祉サービスの両方を利用している利用者の場合、ケアマネジャーが相談支援専門員として一体化した計画を作成する必要があるが、ケアマネジャーが相談支援専門員ではない場合、それぞれが個別に当該サービス分の計画を作成することは可能か。また、その場合の報酬の扱いはどうなるのか。	サービス利用計画等は相談支援専門員の資格を有する職員が作成する必要があります。
46	報酬の考え方 (相談支援)	地域生活支援事業のみを利用している場合、指定計画相談を算定することは可能か。	地域生活支援事業の相談支援のみを利用している場合は、計画相談支援のサービス提供がないため、サービス利用支援費の算定はできません。
47		夜間支援体制加算Ⅱ及び夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱについて 算定に当り、夜間等の連絡体制については連絡を受ける者が事業所に従事する世話人(又は生活支援員)以外の者との話だが、①その事業所に雇用されている世話人(又は生活支援員)は完全に対象外ということか?それとも、事業所に雇用されてはいるが、公休時に、緊急事態に備え、携帯電話を所持していれば算定できることになるのか?	夜間支援体制加算(Ⅱ)及び夜間防災・緊急時支援体制(Ⅱ)の連絡を受ける者は、当該事業所の従業員が常駐する場合や、公休時に緊急連絡用の携帯電話等を所持し、速やかに対応できる場合は算定は可能です。また、当該事業所の従業員以外であっても、夜間支援を委託して連絡体制を確保している場合でも算定可能です。 夜間支援体制加算(Ⅱ)及び夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)で評価されている場合を除く別の報酬で評価される職務に従事している場合は算定できません。(例:障害者支援施設で夜勤職員として従事している者を連絡先とした場合等)
48	夜間支援体制加算Ⅱ及び夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ	算定は、実際にサービス提供があり(夜間に利用者がある)、かつ、携帯電話等により、連絡を受けることが可能であった日についてのみ、算定できると考えてよろしいか(携帯電話を事業所に忘れてしまい、連絡を受けることが不可能だった日は算定できない)	夜間の常時の連絡体制の確保をしていることへの評価ですので、連絡が受けられないという日が発生することは想定されていません。
49	夜間支援体制加算Ⅱ及び夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ	夜間支援体制加算Ⅰについては、職員が実際に勤務しており、また、共同生活住居については、巡回日報があるため、実績の把握が出来るが、携帯電話の所持については、どのように実績を確認するのか	携帯電話の持ち出し記録や、緊急連絡等の有無について記録をするなど、事業所において実績を確認できるよう整備をする必要があると考えます。
50	共同生活介護の夜間支援体制加算Ⅱ	共同生活介護の夜間支援体制加算Ⅱについて 事業所内に2つの共同住居がある。現在1つの住居では、夜間支援体制を確保し、(Ⅰ)の加算を申請している。もう1つの住居には、今まで夜間従事者を置いていなかったため申請していなかったが、連絡体制を確保し(Ⅱ)を算定できる体制になった。(Ⅰ)と(Ⅱ)は併せて算定できないとあるが、それぞれの利用者に対し両方の加算はしないが、この場合2つ目のホームについては(Ⅱ)は申請できるのか	それぞれの住居ごとに体制が異なる場合は、住居ごとの体制に合わせて夜間支援体制加算(Ⅰ)、夜間支援体制加算(Ⅱ)を算定することが可能です。 ただし、夜間支援体制加算(Ⅰ)を算定している住居の夜間支援職員が、別の住居の夜間支援体制加算(Ⅱ)で加算を算定できるものでありませんのでご注意ください。

No.	項目	質問内容	回答内容
51	延長支援加算	営業時間の解釈について、常勤職員の勤務時間か、利用者の利用時間なのか。（当方、勤務時間は8：30～17：00、利用時間は8：45～15：30）上記内容で加算が対象となった場合、常に延長支援ではなく、突発的に17：00を超えて支援しなければならない場合には加算対象になるのか。なる場合、支援計画書の添付、届出はどうしたらよいか	営業時間については、運営規程に定める営業時間です。突発的に延長する可能性がある場合は、予め個別支援計画に記載し、事前に届出を行っておく必要があります。
52	障害福祉サービスの体験利用支援加算	障害福祉サービスの体験利用支援加算について 生活介護の利用者が他の施設等への利用を考えて体験利用する場合対象と考えてよいのか。	当該加算の対象は、指定地域移行支援事業者（指定一般相談支援事業者）が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に算定することが可能です。指定地域移行支援事業者（指定一般相談支援事業者）が行わない体験利用については、加算の対象にはなりません。
53	延長支援加算	利用者毎の加算でよいのか。例えば、Aさんは提供時間内で帰宅したが、Bさんは希望により1時間早く帰宅した場合、Bさんのみ加算をつけるという考え方でよいのか。それとも両者とも加算をつけるのか。また、体制加算ではないので、その事実がでた時点でつけるという考え方でよいのか。	延長支援加算は利用者ごとに算定します。延長支援を行わない利用者には算定できません。
54	延長支援加算	また1名以上職員が居る事となっているがサビ管でもいいのか、それとも生活支援員でなければならないのか	直接支援業務に従事する者に限るので、生活支援を配置する必要があります。
55	体験利用支援加算	当事業所も対象になるか。例えば、地域活動ホームが紹介した方を体験利用で受け入れた場合、当事業所が申請できるのか。もし申請できるなら、契約前にその方の個人情報（受給者証のようなもの）をコピーしたりする必要があると思うが、それは問題ないのか。	地域活動ホームからの紹介を受けて体験利用した場合は算定できません。地域活動ホームが指定地域移行支援事業所の指定を受け、指定地域移行支援事業所として「障害福祉サービスの体験的な利用支援」を行う場合のみ加算の対象です。
56	算定単位	居宅介護の報酬の考え方「算定単位」について 身体介護中心型」のA、介護福祉士等とは、ヘルパー2級も含まれるのか。	お見込みのとおりです。
57	夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）	加算対象となる連絡体制・支援体制とはどこまでを指すものなのか。具体的に知りたい。例：「緊急連絡先を設置するだけでよいのか」「スタッフが当直に就いていないとよいのか。近隣に滞在している場合でもいいのか」	連絡先を設置・掲示するだけではなく、緊急の事態が発生したときに速やかに対応できる連絡体制の確保が必要です。
58	緊急短期入所受入加算	利用日数7日以内とあるが、事業所単位ではなく利用者1人あたりでよいのか。	お見込みのとおりです。
59	大規模住居等減算	定員8名と定員5名の2つの共同生活住居をもつケアホームを運営し、今までは定員8名の方は大規模減算を受けていた。今回の大規模住居等減算ではケアホームが近隣にあって勤務体制が明確に区分されていないと、合計20人まで減算対象になると受け取れるが、どの様になるのか。2つのケアホームの距離は徒歩10分強。2つのケアホームでの勤務体制は明確に区分されていない。	2つの共同生活住居の定員が合計13名であり、かつ職員の勤務体制が明確に区分されていない場合は大規模等住居減算に該当します。当該減算が利用者の入居定員が「8名以上21人未満」の場合と、「21人以上」の場合で、減算率が異なります。
60	送迎加算	利用者が外部の福祉有償運送を利用した場合も算定してよいのか。	利用者が外部の福祉有償運送を利用した場合は、加算の対象になりません。
61	指定基準	共同生活介護施設で定員枠外の居室を利用して短期入所受け入れを行うことができるか。その場の手続き等について。	共同生活介護事業所において短期入所事業を行うことは可能です。その場合は、指定短期入所の申請手続きが必要です。
62	送迎加算（短期入所）	日中活動先から短期入所を利用する場合の送迎加算はどちらの事業所が請求できるのか。	原則は、居宅とサービス事業所との間の送迎を実施した場合に算定できます。
63	延長支援加算（生活介護）	P10延長支援加算：サービス提供時間が運営規程上も実際も8時間以上となっている事業所のみ対象となる解釈でよいのか（計画的に利用者の時間調整を行うことが見込まれるため）	お見込みのとおりです。

No.	項目	質問内容	回答内容
64	特定事業所加算	前年度又は前3月の期間における利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害程度区分5以上である者及び痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上。このことから、言葉通り「及び」を「かつ」と読むなら「障害程度区分5以上かつ痰吸引等を必要とする者」の割合が30%必要。つまり障害程度区分5以上であるが痰の吸引が必要ない人が30%以上な場合だけでは特定加算（I）を算定できないとも取れる。となると、今まで特定事業所加算（I）を算定できていた事業所がヘルパーによる痰の吸引が認められたことで特定事業所加算（I）を算定できなくなるのか。それとも、この「及び」は「又は」と読んで従来通り障害程度区分5以上であるが、痰の吸引が必要ないの人が30%以上な場合だけで特定加算（I）を算定できるのか。	特定事業所加算の重度者対応要件の対象者については、「障害程度区分5以上のもの」と「喀痰吸引等を必要とするもの」の割合です。「区分5以上かつ喀痰吸引等を必要とするもの」の数ではありません。
65	重度障害者支援加算Ⅱ	施設入所支援の重度障害者支援加算Ⅱの対象が行動関連項目の点数が15点から8点に変更になったことに伴い、新たに加算対象となる利用者について、「90日以内700単位の加算」を算定することは可能か。	700単位の加算については、新規に入所した者を対象とするため、既に入所している者であって、平成24年4月の報酬改定により重度障害者支援加算Ⅱの対象となった者については、算定することはできない。
66	重度障害者支援加算Ⅱ	上記取り扱いについて、「入所後90日以内」とあるが、平成24年3月に入所した者については、4月以降であれば算定することは可能か。	可能である。入所日から起算し、90日間のうち、平成24年4月1日以降の利用日については算定できる。 <例 重度障害者支援加算Ⅱの700単位の加算分の算定> 平成24年3月15日に入所した者 平成24年3月15日～平成24年3月30日 （17日間） 算定不可 平成24年4月1日～平成24年6月12日 （73日間） 算定可